

TOKYO

SATO 社会保険労務士法人

News Letter

2021年08月号 (No.176)



今月の特集

1. 雇用保険の基本手当日額の変更
2. 育児休業給付・高齢雇用継続給付・介護給付の支給限度額の変更
3. 健康保険被保険者証交付手続の改正



1. 雇用保険の基本手当日額の変更

8月1日から雇用保険の「賃金日額」「基本手当日額」が変更されます。

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。その1日当たりの支給額は下記の計算式により算出されます。

A 基本手当日額：離職前6か月の賃金をもとに算出した1日当たりの賃金額

B 支給率：離職理由や年齢に応じて定められた基本手当の支給率

1日当たりの支給額：A円×Bパーセント

※このA基本手当日額にはそれぞれ最高額と最低額が定められています。

今回の変更は令和2年度の平均給与額が令和元年度と比べて約1.22%下落したこと及び最低賃金日額の適用に伴うものです。なお、

平均給与額については「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額を用いています。

具体的な内容は以下の通りです。

1. 基本手当日額の最高額(上限額)の引下げ 年齢ごとに以下の通りになります。

1. 29歳以下
6,845円 → 6,760円(-85円)
2. 30～44歳
7,605円 → 7,510円(-95円)
3. 45～59歳
8,370円 → 8,265円(-105円)
4. 60～64歳
7,186円 → 7,096円(-90円)

2. 基本手当日額の最低額(下限額)の引上げ 全年齢

2,059円 → 2,061円(+2円)

3. 就業促進手当の最高額(上限額)の引下げ 再就職手当・就業促進定着手当・ 常用就職支度手当の基本手当日額

1. 59歳以下
6,195円 → 6,120円(-75円)
 2. 60～64歳
5,013円 → 4,950円(-63円)
- 就業手当の1日当たりの支給額
1. 59歳以下
1,858円 → 1,836円(-22円)
 2. 60～64歳
1,503円 → 1,485円(-18円)

厚生労働省
「雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆様へ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000731644.pdf>



2. 育児休業・高齢雇用継続・介護各給付の支給限度額の変更

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、各給付の支給限度額も変更になります。

1. 高齢雇用継続給付

令和3年8月1日以後の支給対象期間より
支給限度額
365,055円 → 360,584円(-4,471円)
最低限度額
2,059円 → 2,061円(+2円)
60歳到達時の賃金月額
上限額
479,100円 → 473,100円(-6,000円)
下限額
77,220円 → 77,310円(+90円)

2. 育児休業給付

支給限度額の変更
上限額(支給率67%)
305,721円 → 301,902円(-3,819円)
上限額(支給率50%)
228,150円 → 225,300円(-2,850円)

3. 介護休業給付

支給限度額の変更
上限額
336,474円 → 332,253円(-4,221円)

厚生労働省
「高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護給付の受給者の皆さまへ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000731645.pdf>

今回のトピックス1・2の全体の方向性で注目すべきは「引き下げ」になっていることです。これにより、失業給付や高齢雇用継続給付等が減額となります。受給中の方や受給予定の方は、どのくらいの金額になるか試算してみると良いかもしれません

3. 健康保険被保険者証交付手続の改正

過日6月15日に、厚生労働省から健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令案についての意見募集がございました。

今回の改正はテレワーク普及等に対応した事務手続きの簡素化を図るために、『健康保険被保険者証を事業主を経由せず被保険者に直接送付することについて支障がない』と保険者(健康保険組合等)が認める場合には、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付すること等が可能となるよう健康保険法と船員保険法の施行規則の一部を改正するというものです。これにより、人事担当者は被保険者証を回収する手間が省けるので、業務量が減って楽になる可能性があります。

8月公布(予定)、施行期日は10月1日となっていますので、公布後に各健康保険組合の方針も確認の上、社内でのルールも決めていく必要があるでしょう。



【発行元】

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1

大塚S&Sビル5・6F

SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

Tel : 03-6831-3310